

## 【新型コロナウイルス関連情報】

### アイルランド入国後の行動制限を求められない 国または国内の地域（グリーン・リスト）の発表 （7月22日発出領事メール）

7月22日、アイルランド政府は、渡航して安全だとする国または国内の地域を「グリーン・リスト」として発表しました。そこからの入国者には行動制限は求められません。ただし、マーティン首相は15日の声明で、リストに掲載されていても、不要な渡航はしないよう強く要請しています。

日本はこのリストに含まれず、日本からの入国者に行動制限が求められることに変更はありません。

このリストは、2週間ごとに見直されます。在留邦人の皆様におかれては、今後の更新にご注意ください。

政府声明の概要は以下のとおりです。

1 政府は、7月21日夜の閣議後、次の15か国を外務省渡航勧告の「通常の注意」カテゴリー（※注1）に含めることに合意した。（※注2）

- (1) マルタ
- (2) フィンランド
- (3) ノルウェー
- (4) イタリア
- (5) ハンガリー
- (6) エストニア
- (7) ラトビア
- (8) リトアニア
- (9) キプロス
- (10) スロバキア
- (11) ギリシャ
- (12) グリーンランド
- (13) ジブラルタル
- (14) モナコ
- (15) サンマリノ

（政府声明での記載順）

（※注1：「渡航禁止」、「必要不可欠でない渡航の回避」、「高度の注意」、「通常の注意」の4段階で構成されています。グリーン・リスト発表以前は、すべての国（英国領北アイルラ

ンドを除く)が、「必要不可欠でない渡航の回避」の категорияに含まれていました。)

(※注2: 政府声明の本文は、次のリンクからご参照下さい。)

<https://merrionstreet.ie/en/News->

[Room/News/Statement\\_on\\_Government\\_Travel\\_Advice.html](Room/News/Statement_on_Government_Travel_Advice.html)

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/travel.html#Restrict-movements-travel>

2 リストに掲載された15の国または国内の地域からアイルランドに入国する者は、行動制限(※注3)を行う必要はない。

(※注3: 必要不可欠な場合を除き屋内で過ごし、可能な限り他者との接触を避けることを指す。行動制限の内容を含め、入国と外国渡航に関する規制の詳細について記載している政府及び政府関係機関ウェブサイトは、次のリンクからご参照下さい。)

<https://www.gov.ie/en/publication/e885b2-covid-19-coronavirus-travel-advice/>

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/travel.html#Restrict-movements-travel>

「通常の注意」カテゴリー以外の国から入国する者に14日間の行動制限が求められることに変更はない。

3 リストは2週間ごとに見直される。

4 北アイルランドからの入国に関しては現在の方針(注: 行動制限が求められない)に変更はない。

5 入国する旅客をモニタリングするための現存する措置の強化を継続する(入国時に14日間の滞在先及び連絡先を申請するフォーム(COVID-19 Passenger Locator Form)の電子化、フォローアップ手続きの強化、ダブリン空港当局が運営するコールセンター、及びコロナウイルスの症状がある旅客に対する空港及び港湾における検査体制整備の現在の提案を含む)。

6 一定の状況においてフライトや渡航を制限するプロセスについても模索する。

7 上述の予防措置と連動して、最新の勧告に対する国民の意識を最大に高めるため、あらゆる方法を用いる広報キャンペーンを行う。

8 パンデミックは終わっておらず、公衆衛生上の勧告は引き続き有効である。最も安全なのは、渡航しないことである。

在アイルランド日本国大使館

電話番号(代表): 01-202-8300

E-mail(領事班): [consular@ir.mofa.go.jp](mailto:consular@ir.mofa.go.jp)